電子文書管理システム利用細則

(目的)

第 1 条

この細則は、東京都情報サービス産業健康保険組合(以下「組合」という。)が提供する電子文書管理システム(以下「当システム」という)を利用するにあたり、必要な事項について定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条

本利用細則で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1)「当システム」とは、組合および組合が当システムに登録した利用者が、インターネットを経由して組合が指定した電子文書を送受信する情報システムをいう
- (2)「事業所」とは、組合へ加入している事業所をいう
- (3)「事業主」とは、組合へ加入している事業所の事業主をいう
- (4)「利用者」とは、事業主が定めた担当者、社会保険労務士、関連会社担当者(社会保険手続き代行の対価として報酬を得ていない)をいう
- (5)「認証情報パスワード」とは、電子証明書を付与する際に交付するパスワードをいう
- (6)「ユーザーID、サインアップ・ログインパスワード」(以下「ID・パスワード」という)とは、当システムを利用する際にコンピュータにログインするために交付するID・パスワードをいう

(当システムの操作範囲)

第 3 条

当システムによる操作範囲は次のとおりとします。

- (1)ファイル登録
- (2)ファイル参照
- (3)ファイル削除
- (4)電子署名付与
- (5)パスワードの変更

(利用上の注意)

第 4 条

当システムの利用に際して、利用者はインターネットの一般的なマナー、モラルを遵守して利用するものとします。
2. 当システムはOS や文字、ブラウザなどコンピュータの諸設定が適切になされている利用者を対象としており、この条件にあてはまらない利用者の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、組合は責任を負わないものとします。また、上記条件を満たしていても、利用者のコンピュータの環境設定等、組合の管理の及ばない原因によって、当システムが正しく動作しない場合についても、それらがもたらす影響に関し組合は責任を負わないものとします。

(事業所および利用者の登録)

第 5 条

組合は、事業主から電子文書管理システム利用申請書が提出された場合に限り、事業所および利用者の登録を行うものとします。

(ID・パスワードの交付)

第 6 条

組合は、登録を行った利用者に対し、「ID・パスワード」を交付するものとします。

(ID・パスワードの利用)

第 7 条

利用者が当システムによる第3条記載の操作を行う場合には、組合より交付された「ID・パスワード」よりログインしたうえで利用するものとします。

(ID・パスワードの管理)

第 8 条

利用者は、組合から交付されたID・パスワードを他に漏洩しないよう管理するものとします。

(パスワードの変更)

第 9 条

利用者は、必要に応じて当システムを利用してパスワードの変更を行うものとします。

(事業所および利用者の失効)

第 10 条

組合は、事業主から電子証明書失効届(以下「失効届」という)が提出された場合に限り、事業所および利用者の当システム利用権限の失効を行います。なお、事業所は、事業所の利用者でなくなった場合に速やかに失効届を提出するものとします。

(電子証明書の再発行)

第 11 条

組合は、事業主から電子証明書再発行申請書(以下「再発行申請書」という)が提出された場合に限り、電子証明書の再発行を行います。なお、事業所は、利用者のコンピュータが使用できなくなった場合に速やかに再発行申請書を提出するものとします。

(利用者情報の変更)

第 12 条

組合は、事業主から利用者情報変更届(以下「変更届」という)が提出された場合に限り、利用者情報の変更を行うものとします。なお、事業所は、下記の場合に速やかに変更届を提出するものとします。

- (1)氏名が変更となった場合
- (2)部署名が変更となった場合
- (3)メールアドレスが変更となった場合
- (4)上記以外が変更となった場合

(利用料)

第 13 条

利用者は、無償で当システムを使用できます。ただし、通信費は利用者の負担とするものとします。

(情報の取扱)

第 14 条

当システムを利用することによって組合が知り得た情報に関しては、組合のプライバシーポリシーおよび諸規程に基づき取扱いするものとします。また、送受信時の通信には、データを暗号化することで情報の保護を行うものとします。

(利用者の責任および損害賠償)

第 15 条

当システムを利用するにあたり、事業所および利用者が、自らの行為や交付されたID等によりなされた行為および それらの結果について、自らの行為の有無を問わず、その責任を負うものとします。

2. 組合の過失による場合を除き、事業所および利用者が組合および第三者に損害を与えた場合、事業所および利用者は過失割合に応じて損害賠償の責任を負うものとします。

(禁止事項)

第 16 条

利用者は、当システムの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1)他の利用者、第三者もしくは組合の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為
- (2)他の利用者、第三者もしくは組合に不利益または損害を与える行為、および与えるおそれのある行為
- (3)他の利用者、第三者もしくは組合を誹誘中傷する行為
- (4)公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の利用者または第 三者に提供する行為
- (5)組合の承諾なく、当システムを通じて、または当システムに関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を 目的とした行為
- (6)IDおよびパスワードを不正に使用する行為
- (7) 当システムを通じて、コンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用もしくは提供する行為

- (8) 当システムの機能ソフトウェアおよびプログラム等について、複製、改変、加工等を行う行為
- (9)法令に違反する、または違反するおそれのある行為
- (10)その他、組合が不適切と判断する行為

(禁止事項に違反した場合)

第 17 条

利用者が第16条の禁止事項に違反した場合は、当システムの利用を中止、若しくは、一定期間利用資格を停止することがあります。

2. 利用者が第16条の禁止事項に違反したことにより生じた組合および第三者に対する損害賠償については、事業所および利用者が責任を負うものとします。

(当システム内容の変更)

第 18 条

組合は、当システムの運営や内容を変更する必要があると判断した場合、事前に利用者へ通知することなく必要な変更を行なう場合があります。

(当システムの中止・中断)

第 19 条

組合は以下の事項に該当する場合、利用者への事前の通知や承諾なしに当システムを中止・中断する場合があります。

- (1) 当システムの保守・工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2)天災、その他予期せぬ事態が発生し、又は発生のおそれがあり運営が困難となった場合
- (3)その他、組合が当システムの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合

(その他)

第 20 条

当システムに関して、事業所および利用者と組合との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって 解決することとします。

附則

この利用細則は、令和元年6月1日から施行します。

附則

この改正した利用細則は、令和元年9月12日から施行します。